

補償内容

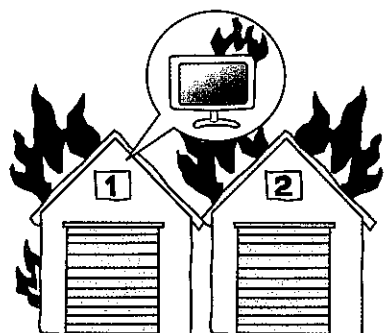
受託者賠償責任保険



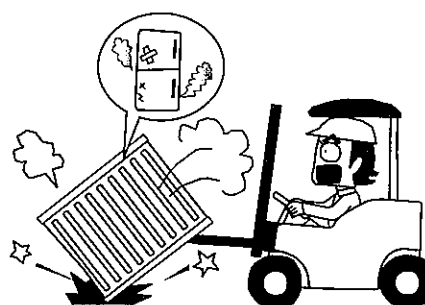
貴社が他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、あるいは盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

受託者賠償責任保険の補償内容(保険金をお支払いする主な場合)

お支払いの対象となる事故例



火災により保管施設が焼失し、施設内で保管中のテレビ等の受託物が損壊した。



お客さまから預かった荷物(冷蔵庫、洗濯機等)をコンテナに入れてフォークリフトで移動している際に、コンテナを落下させ、中の荷物を破損させた。



夜間、事務所に泥棒が侵入し、預かり品のパソコンが盗難にあった。

この保険の対象となる方

他人の物品の保管・管理を業務としている方々がこの保険の対象となります。

たとえば

- お客さまからの預かり物が多い各種店舗・施設等の経営者の方
- 荷物を預かる方
- 展示会場の主催者の方(他人の物品である展示品を保管・管理する場合) 等

※ただし、土地、動植物、自動車(原動機付自転車を含みます。)等は、この保険のお引受の対象外となります。

整備工場や駐車場の経営者の方等、自動車の受託・管理業を営まれている方は、この保険ではなく、「自動車管理者賠償責任保険」のご加入をご検討ください。

⇒ 自動車管理者賠償責任保険の詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



お支払いする保険金

この保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。

「損害防止費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。また「協力費用」「争訟費用」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき修理費等※1 ※2
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使用費	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使に必要な手続をするために要した費用
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用
争訟費用※3	損害賠償に関する争訟について支出した裁判費用や弁護士費用等の争訟費用

※1 被保険者(補償を受けられる方。以下同様です。)が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

※2 損害賠償金の額は、被害受託物が損害の生じた地および時においてもし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。また、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりませんのでご注意ください。

※3 損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

補償内容



生産物賠償責任保険

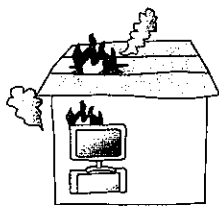
貴社が製造または販売された製品、あるいは貴社が行った仕事の結果が原因で、第三者に身体障害や財物損壊が生じ、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

生産物賠償責任保険の補償内容(保険金をお支払いする主な場合)

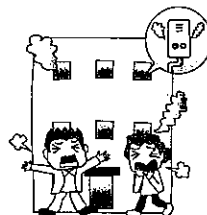
お支払いの対象となる事故例

〈生産物リスク〉

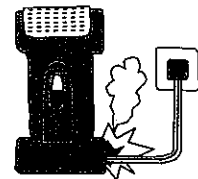
貴社が製造・販売した財物(生産物)が他人に引き渡された後、その生産物の欠陥により発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。



テレビが発火して家屋が焼失



ガス湯沸器の不完全燃焼により団地で集団一酸化炭素中毒が発生



電気カミソリを充電中、電気カミソリから漏電し火災が発生

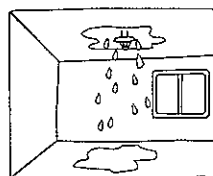
など

〈仕事の結果リスク〉

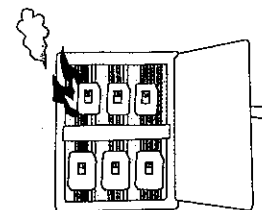
貴社が行った仕事を終了した後、その仕事の欠陥により発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。



取り付けた看板がはずれ、通行人に当たりケガをさせた。



スプリンクラー設置の欠陥により漏水が発生し、じゅうたんが水ぬれ



電気工事の配線ミスにより漏電し、火災が発生

など

この保険の対象となる方

この保険の対象となる方は、次のとおりです。

リスク	ご加入対象	保険の対象
生産物リスク	製品(生産物)の製造業者・販売業者や飲食店 等	食品・飲料品、電気器具、喫茶店・飲食店等で提供される飲食物、スーパー・デパート等で販売する商品 等
仕事の結果リスク	工事や作業の請負業者 等	内・外装工事等の請負業者の仕事の結果、機械類の設置・修理業者の仕事の結果、清掃作業の結果 等

※ お引き受けできない「製品(生産物)」「仕事の結果」がありますのでご了承ください。海外への輸出品については「海外生産物賠償責任保険」でお引き受けします。

お支払いする保険金

この保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。

「損害防止費用」「緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。また「協力費用」「争訟費用」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等※1
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	被害者の応急手当や病院への搬送等に要した費用等
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用
争訟費用※2	損害賠償に関する争訟について支出した裁判費用や弁護士費用等の争訟費用

※1 被保険者(補償を受けられる方。以下同様です。)が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

※2 損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

ご契約の方法

1 支払限度額を設定していただきます

「支払限度額」とは、事故が発生した場合に当社がお支払いする保険金の限度額です。保険の対象となる生産物・工事・仕事の内容、生産物の売上高、工事・仕事の完成工事高・売上高等により適当と思われる額をお決めいただきます。

「支払限度額」は、たとえば次のように設定します。

設定例

- 身体障害:被害者1名につき1億円、1事故につき2億円、保険期間中2億円
 - 財物損壊:1事故につき1,000万円、保険期間中1,000万円
- 1事故あたりの支払限度額と保険期間中の支払限度額は同額で設定いただきます。
また身体障害・財物損壊で共通の支払限度額(共通支払限度額)を設定することも可能です。

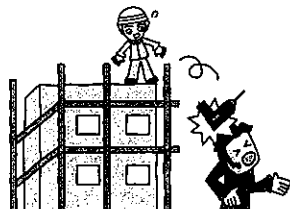
請負業者賠償責任保険の補償内容



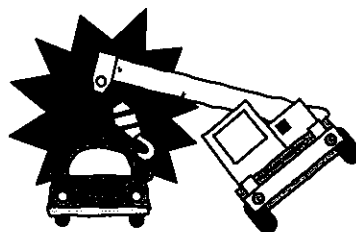
貴社が行う請負作業遂行中に発生した偶然な事故、または貴社が請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合

1 請負作業遂行中の事故



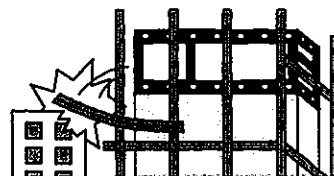
ビル改装工事中に高層の作業現場から電気ドリルを誤って落とし、通行人がケガをした。



ビル新築工事中にクレーンが横転し、道路走行中の自動車を損壊した。



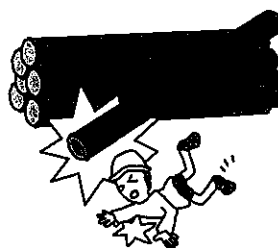
ビル外装の塗装中にペンキ缶を落として通行人の衣服を汚した。



ビル建設工事の足場が外れて落下し、隣接する建物を損壊した。

等

2 請負作業遂行のために所有、使用または管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した事故



資材置場に積んであった材木が崩れ、遊んでいた子供がケガをした。

等

この保険でお引き受けできる請負作業



請負業者賠償責任保険で対象とすることができる主な請負作業(工事・仕事)は次のとおりです。ただし、お引き受けできない請負作業(工事・仕事)がありますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

各種地下工事、道路建設工事、道路等の舗装工事、軌道建設工事、ビル建設工事、橋りょう建設工事、各種建築物設備工事、移動・解体・取壊工事、プラント・機械装置の組立・据付工事、高層構築物(鉄塔・高架線等)建築工事、建築物設備・機械装置等の改修または維持工事、土地造成工事、荷役、清掃、造園、芝刈・草刈作業、除草作業、殺虫殺そ(害虫等駆除)、引越、運送、撮影・取材、除雪、調査・測量、放置車両確認業務、ビルメンテナンス業務 等

お支払いする保険金

この保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。「損害防止費用」「緊急措置費用」を除き、事前に当社の承認が必要となりますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。また「協力費用」「争訟費用」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等※1
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	被害者に応急手当をしたり、病院へ運んだりするのに要した費用等
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用
争訟費用※2	損害賠償に関する争訟について支出した裁判費用や弁護士費用等の争訟費用

※1 被保険者(補償を受けられる方)が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

※2 損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

ご契約の方法

1 契約方式を選択していただきます。

請負業者賠償責任保険の契約方式には、次のとおり「個別スポット契約」と「年間包括契約」があります。

項目	契約方式	
	個別スポット契約	年間包括契約※
内容	個々の工事・仕事ごとに保険を手配します。	あらかじめ定めた貴社が行うすべての工事・仕事について一括して保険を手配します。 保険対象を「被保険者の施工するビル建設工事」「貴社が元請業者となる工事」といったように保険対象を限定することもできます。
保険期間	工事・仕事の期間に合わせて保険期間を設定します。 工事遅延等に備え、保険期間は仕事の期間より長めに設定することが可能です。 ただし3年間を上回る場合には、取扱代理店または当社までお問い合わせください。	1年間

※年間包括契約方式は、工事・仕事ごとに保険の申込みをする必要がなく事務の簡素化を図ることができます。また、保険を付け忘れる心配がなく、貴社の年間の経費予算に組み込める等のメリットがあり、広く皆さま方にご利用いただいております。

2 支払限度額を設定していただきます。

「支払限度額」とは、事故が発生した場合に当社がお支払いする保険金の最高限度額です。対象となる工事・仕事の規模・内容、周囲の状況等により適当と思われる額をお決めいただきます。「支払限度額」は、たとえば次のように設定します。

設定例

- 身体障害:被害者1名につき1億円、1事故につき2億円
 - 財物損壊:1事故につき1,000万円
- また、身体障害・財物損壊で共通の支払限度額を設定することも可能です。

補償内容

施設所有(管理)者賠償責任保険 昇降機賠償責任保険



施設所有(管理)者賠償責任保険の補償内容

貴社の施設や業務に起因するさまざまな損害賠償リスクを補償します。

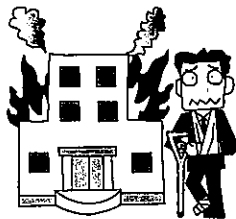
- ① 貴社が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備により、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。
- ② 貴社もしくはその従業員等の業務活動上のミスにより、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。

保険金をお支払いする
主な場合



貴社が所有、使用または管理する各種施設・設備・用具等の構造上の欠陥や管理の不備、あるいは貴社または貴社の従業員等の業務活動・行事等での不注意によって発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

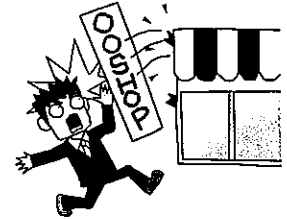
1 各種施設・設備・用具等の構造上の欠陥や管理の不備による事故



ビルで火災が発生し、非常口等の不備でお客さまに死傷者が出てしまった。



化学工場の装置の故障から工場が爆発し、近隣に多大の被害を与えた。



店の看板の留具が腐食していたために看板が落下し、通行人にケガをさせてしまった。

等

2 業務活動・行事等での不注意による事故



自転車で配達中、運転を誤り通行人に衝突してケガをさせてしまった。



展示会のお客さま誘導中に、お客さま誘導の不手際からケガ人が出た。



商品説明中に誤って商品をお客さまの足の上に落とし、ケガをさせてしまった。

等

昇降機賠償責任保険の補償内容

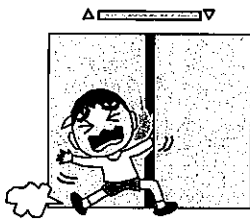
昇降機に起因するさまざまな損害賠償リスクを補償します。

保険金をお支払いする
主な場合

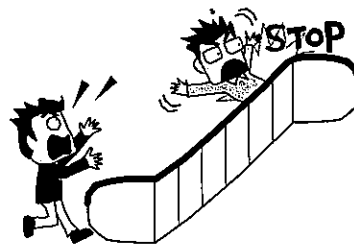


貴社が所有、使用または管理するエスカレーター・エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備による偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる事故例



事務所のエレベーターの誤作動により子供が扉にはさまれてケガをした。



デパートのエスカレーターが急停止したことによりお客さまが転倒してケガをした。

等

お支払いする保険金

この保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。

「損害防止費用」「緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。また「協力費用」「争訟費用」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等 ^{※1}
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使用費	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	被害者の応急手当や病院への搬送等に要した費用等
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した交通費や通信費等の費用
争訟費用 ^{※2}	損害賠償に関する争訟について支出した裁判費用や弁護士費用等の争訟費用

※1 被保険者(補償を受けられる方。以下同様です。)が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

※2 損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。